

平成30年度

第1回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：

平成30年7月17日（火）15時～17時

■場所：

市役所2階大会議室

■出席委員：

神部委員長、奈良副委員長、井上委員、大村委員、国松委員、柴田委員、高尾委員、高木委員、田中委員、西村委員、辻井委員、日笠委員、森井委員、八幡委員、山下委員

■事務局：

田中子ども家庭部長、山本子ども家庭部副部長、岩城子ども子育て推進課長、門田子ども子育て推進課係長、河合子ども子育て推進課主査、子ども家庭課、幼児課、子育て相談センター、幼児施設課、発達支援センター、健康増進課、学校教育課、障害福祉課、学校政策推進課、生涯学習課、文化財保護課、草津宿街道交流館、男女共同参画課、スポーツ保健課、まちづくり協働課、図書館、教育総務課、商工観光労政課、人権政策課、保険年金課、交通政策課、危機管理課、公園緑地課、草津川跡地整備課、開発調整課、住宅課、道路課

■傍聴者：

1名

1. 開会

【田中子ども家庭部長】

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました草津市子ども家庭部の田中でございます。

す。

本日は御多忙の中、また大変外が暑い中、草津市子ども・子育て会議に御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また皆様におかれましては、日ごろから本市の児童福祉行政に御理解と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

本市では、平成27年度から本格的にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度にあわせまして、平成31年度までの草津市子ども・子育て支援事業計画及び草津市幼保一体化推進計画を策定するとともに、子育て支援の充実を市の重点施策の一つと位置づけまして、さまざまな施策を展開させていただいているところでございます。

今年度は市南部地域の子育て拠点施設であります南草津駅前の「ミナクサ☆ひろば」を4月に開設し、待機児童ゼロの継続を目指しまして、民間の保育所、児童育成クラブさんにおいて施設整備をしていただく御支援をさせていただくとともに、3歳児への幼児教育の推進や子育て支援の充実を図る目的で来年4月の開園を目指しまして、志津幼稚園、山田幼稚園の認定こども園化へ向けた施設整備を施設改修と鋭意進めておるところでございます。

一方、市の子ども・子育て支援事業計画では、平成32年度からの次期計画策定のために今年度に基礎調査を実施することとなっておりますので、本会議において委員の皆様のお意見を頂戴しながら、基礎調査の実施や計画の適正な管理を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本日は、子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成29年度の実績及び平成30年度の実施予定につきまして、皆様に御審議いただきますとともに、今年度の主な子ども・子育て支援事業の実施概要につきましても、御報告させていただく所存でございます。

本市の宝でございます子どもたちにとって最善の利益の実現を目指しまして、誰もが安心して子育てのできるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

2. 委員および事務局紹介

<委員および事務局の自己紹介>

3. 草津市子ども・子育て会議の概要について

【委員長】

それでは、今日から新しく委員に加わっていただいた方もおられますので、まずは子ども・子育て支援事業計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

<草津市子ども・子育て支援事業計画（概要版）について説明>

4. 議事

(1) 草津市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績および平成30年度実施予定について

【委員長】

では早速、第1番目の議事であります「草津市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績及び平成30年度実施予定について」審議していきたいと思えます。

まず、この子ども・子育て支援事業計画では、重点的な取り組みにおいて、あらかじめ5年間の量の見込み、そして確保方策を数値化しております。子ども・子育て会議では、その進捗状況について調査、審議していくことになります。また、重点的な

取り組み以外の事業については、個別の数値目標は設けておりませんが、施策の方向どおりに、各年度において事業が実施できているか、そういうことを確認していただくことになります。

それでは、まず重点的な取り組みについて事務局から御説明いただくことにいたします。それぞれが重要な事業となっておりますが、全体で言えば18ページあるので、前半と後半の2つに分けて説明していただいて、それぞれについて皆さんから御意見いただこうと思います。

まずは9ページまでのところの説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

<資料1-1（1～9ページ）について説明>

【委員長】

まずは1ページから9ページまで事務局から御説明いただいたわけですが、まずはここまでの範囲で皆さんのほうから何か御質問、あるいはもっとこうしてほしいなど御意見ございましたら積極的に出していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

例えば資料の（1）の就学前の教育・保育、保育認定のところ、結局3,683人の申し込みがあって、実質その受け入れ定員としては3,570人ということで、113人分の定員でいえば、要は待機というか、入れないというような数値になっているんですが、実際にこの113人の申込者、増えた人たちというのはどういう形で対処されているんでしょうかね。

【事務局】

子ども・子育て支援事業計画は、御承知の方もおられるかも知れませんが、定員を確保するという計画でございます。

一方で入所調整につきましては、施設によりまして、弾力運用を行っております。

また、保育士の確保ということも条件になってくるんですけれども、最大で120%の児童を受け入れができるということで、平成29年度につきましては、4月1日時点でお二人の方が医療的ケア、看護師の配置ができませんでしたので待機になりましたが、その部分を除きますと待機児童4月1日は0人ということで、弾力運用でその児童さんを受け入れをさせていただいたところです。

ちなみに30年度につきましては全てお入りいただけるということで、待機児童につきましてはゼロということでしたけれども、一方でアンマッチの保留児童の方はおられるという状況でございます。

【委員長】

そういう特別な事情のある方以外のところはゼロということでもいいということですね。

ほかに皆さんから何か、小さなことでも結構ですよ。何か聞いていただければ、数字ばかりなんですけどね。何かございましたらお願いいたします。

【A 委員】

私は託児所をさせてもらっているんですけれども、6番の病児保育事業について、先日、来てくれる予定だったんですけれども、朝から熱があって、私どものところは看護師がおりませんので、病児保育はできないのでどうしようということで、お母さんも病児保育のほうをコスさんのところとか、陽だまりとかに申し込んだんですけれども、いっぱいであったりとか、陽だまりさんも1回かかりつけの病院のところに行って診断書というのか、お医者様に1回診てもらってから来てくれということですがお母さんも予定があるし、なかなか病院に1回診てもらって、また陽だまりに行く時間はないし、困っておられて、結局うちとしても病児保育はできないのでお断りさせてもらったんですけれども、お母さんは仕事があって、すごく困っておられて、先ほど、計画していたよりも人数が少なかったということで、少ないにこしたことはないんですけれどもというふうにおっしゃっていたんですけれども、これは去年も言ってお

られたと思うんですけども、やっぱり、数字としては少ないんですけども、結局どうしようもできなくて諦めはったというお母さんも結構おられるんじゃないかと思うんです。そこら辺をこれからどうされていくのかもしお考えがあればお聞かせ願いたいんですけども。

【事務局】

病児保育の入室前診断については、子どもの安全の関係で必ず受けてもらうことになっております。コス小児科さんのオルミスの場合は、コス小児科に併設されているので、病児保育の保育を受ける前に、コス小児科で病児保育に耐えられる程度の病状であるかという、診断を受ける必要があります。それを受けてから併設されている、別の部屋で保育をされています。

草津総合病院さんの陽だまりについては、草津総合病院も入室前診断ができるんですけども、ああいう大きい病院でありますと、選定療養費という初診のときに、また診察と別の料金がかかってくるので、基本的にはかかりつけ医となる病院に行かれて、そこで医師意見書というのを書いてもらえるわけです。そのときに一旦料金は必要になるんですけども、陽だまりに連れていってもらおうとそこで返金をされるような、一応仕組み上はそうなっています。

市もPRをしてまして、オルミスのほうについては、開設してから数年たっているので、800名ほどの利用が年間あります。

陽だまりについては、まだ周知が行き届いてない部分があるせいか、200人弱という実績になっています。コス小児科のオルミスと陽だまりの違いとしては、オルミスはコス小児科じゃないと診察を受けられません。陽だまりの場合は、かかりつけ医でいいので、もう少し周知がきっちりできたら、調子が悪い時にまず病院に行かれますよね、そのときにその場で意見書を書いてもらって、次の日にでもまた預けていただくとかいう形を想定していますので、昨年度の委員会でも周知という点が不足しているということでしたので、今年度南部の小児科さんにそういう通知をしまして、お願

いしました。これで様子を見まして、また秋以降、恐らく利用を必要とする方が増えてくるので、その段階でもう一度周知をしようと思っています。周知不足の部分は認識していますので、そこを強化して使いやすい施設にしていきたいと思っています。

【委員長】

こういう数字ではなかなか見えてこない実態というのがありますので、そういう周知徹底という部分でしっかりと利用すべきというか、利用する人たちがきちっと必要に応じて利用できるように環境というか、体制というのをどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

ここまででほかの方よろしいですか。無いようでしたら先に全体に行って、またもう一回全体から意見を言ってもらうことになりましたがよろしいですかね。

そしたら事務局で10ページ以降、まずは御説明をお願いできますか。

【事務局】

<資料1-1(10ページ～)について説明>

【委員長】

10ページ以降の部分で何か、御質問とか気になる部分とかあれば御意見ございましたらよろしく願いいたします。

【B委員】

19ページの障害のある子ども増えの支援についてのところの放課後等デイサービス、こちらのほうの一応計画と実績に大きな幅があるというのはもちろんなんですが、私の子どもも障害があって利用させていただいています。その中でいろんな方と話をするんですが、実際に行きたくても申し込めていない人の数、あと、ほかのデイサービスを利用しながら新しくできたらそこに流れていく親もいらっちゃって、そういう流れていく方のほうが情報を入れるのがとても早いので、そういう人たちがまた入っちゃって新しく全然受けられないのに入れてないという人が結構いらっしゃるという

のを現実の話としてよく聞くので、そのあたりは多分、市では把握できていないと思うんですけども、どの子でも受けられるような取り組みの仕方というのはないのかなと、今、数字だけを追いかけている中で言うのはどうなのかなと思ったのですが、この数字の中には多分同じ人が3カ所、4カ所行ったりしているというのが入っていると思うので、そこを受けたいのに受けられていない1年生とか、他県から入ってきて入れなくて困っている方を少し優先的にできるような仕組みづくりとかをしていただかないとかわいそうな人が結構いるなどという実情があるので、この計画自身を1,350人というのはかなり低いと思うので、アンケートはとってくださっているんですけども、年に1回しかないので、転入されたときに聞くとか、そういう取り方をしないとこの数字というのは実際と全然違うと思うので言わせてもらいました。

【事務局】

ただいまの委員様の御意見の件につきましては、放課後等デイサービスの利用につきましては、基本的に発達支援センターの業務としましては、その決定について業務させていただいております。その後どういった事業者を選ばれるかということについては基本的に保護者の方と事業者との契約であるというふうに考えております。

ただ委員の方がおっしゃっていただいておりますように、希望される児童がその事業所には入れないというところも確かに頂戴しておりますので、できるだけ事業者の空き状況やサービスの提供内容を利用者に周知を図るべく年1回ではございますけれども、事業所と保護者の方を対象に放課後デイサービスの説明会を秋に実施させていただいているところでございます。そのほかに広報やホームページで各事業所の内容等の周知をさせていただいております。効果的な情報提供に努めながら、御利用いただける事業所、また相談させていただきたいと思っております。

【委員長】

そうですね、数字があらわれない、そういった部分の御意見でいろいろと皆さんからいただければ、それがまた施策のほうにもこれからと反映していけると思うんです

が、ほかの方で何かお気づきの点、何かございますでしょうか。

【C 委員】

直接関係ないかもしれないですけど、貸付事業に関して、貸し付けであると必ず返済というのがあるわけですけども、その返済は確実に行われているのかどうかというのと、貸付事業のトータルの金額というのはどのぐらい貸し付けがあるというのをお聞きします。

【事務局】

ひとり親家庭の貸付事業というのがございますが、実はこの事業につきましては、市では相談を受けまして、実際貸し付けを行っているのは県の事業ということなんです。相談内容ごとに申請を受けていまして、それを決定して県に相談というものです。また、おっしゃっていただきました償還の件なんですけど、やはり数年で返還されるケースがあればいいことですけども、長年にわたり償還期間の設けられるケースが多々あります。その中で、連絡が取りづらくなってきているケースも見受けられまして、私たち市の職員と県のほうの職員がともになって訪問に当たり、連絡を取りあったりして、返還の指導を行っている次第です。

金額につきましては、私どものほうも把握しておりませんが、全てが全て返済に進めばいいのですけれども、やはり困難ケースはあるというイメージになります。

【C 委員】

民生委員をやっていると資金の貸し付けとかを目にするんですが、貸し付けを受ける人は経済的にどんどんよくなっていく人だけじゃなくて、返せなくなってくるものが大いに考えられる。

それだったら給付というのをもっと充実したほうがいいんじゃないかという気がするんですね。これは奨学金なんかもそうですけども、実社会に出て負債としてどんどん残っていくというのと同じで、いわゆるひとり親家庭なんかで貸し付けを受けても返せないということ、これから増えていくのではないか、今のところやっぱり返済が滞

っているところが結構多いのであれば、その辺も考えていかないと結局マイナスのままずっと残っていくという形になるのではないかというところが心配です。

【委員長】

私から1点だけお聞きしたかったのが、例えば15ページですね。

いつも事前に事務局が話しするときもこの評価に迷ってしまうんですけども、虐待の相談件数というのは、平成28年から平成29年で飛躍的に伸びているんですよ。579件から702件という、これは今まで見えなかった、なかなかできなかったものが表に出てきたとして評価していいのか、それとも状況が非常に悪化した結果として伸びているのかというこうしたこれをプラスに評価するのか、マイナスに評価するのかという部分が非常に微妙なところで、1つだけここでお聞きしたかったのが、この数字というよりもこの伸びた数字の中で、虐待に軽いも重いもないと思うんですけども、あえて聞かせていただきたいのはそういった増えてきている中で、虐待の相談の中身が非常にまだ軽いものが増えてきているのか、それとも非常に重度というか深刻なケースの相談が増えてきているのか。もしもその軽い部分っていうのが増えてきているとすれば、もしかすると虐待の早期発見というところにまずつながっているのかもしれない。そういう気もして、もしこういった程度というか、そういう重度というか、深刻なケースの相談がここに反映されているのか、それともまだ早期の軽度の軽いそういった部分での相談が増えていうのかというところが、もしわかるようでしたらお聞かせいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

お願いします。

【事務局】

児童虐待の件につきましては、いわゆる親御さんからの暴力があったり、身体的なものでありますとか、例えば、夫婦げんかで前でそういった子どもに夫婦げんかを見せることも面前DVという形で心的虐待として認知するようになっていきます。

もちろんそういったケースもあるんですけども、やはり市民の皆さんであるとか、

関係機関の連携が深まってきまして、いわゆる要支援、これから虐待につながるかもしれないというところの位置も増えてきています。そういった情報提供でありますとか、相談件数も増えてきています。それで件数が増えたという部分もございますし、虐待理由の中で過去からは要支援としてかかっている部分につきましても、例えば直近のお母様の状況であるとか、心理的な虐待に移行するのではないかというところは早期に要支援の概要保護、種別変更を昨年度行った件数も多いですので、ですのでそういったもので件数が増えているというところもあります。

草津市ではやはり昨年度、悲しい事件が起きてしまいました。そういったところから、関係機関もかなり認識を持って情報共有をしているところもございますので、必ずしも件数が増えたことがマイナスであるとは捉えておりませんし、むしろ広く捉えていけるところで、情報が入ってきているところはあるんじゃないかなと思います。

【委員長】

時間が過ぎておりますので、これに関してはこのくらいにして、草津市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績及び平成30年度実施予定のうち、その他の子ども・子育て支援事業一覧、これについて事務局から説明お願いいたします。

【事務局】

<資料1-2について説明>

【委員長】

まずは非常に充実した多様な事業を展開していただいておりますということなんですが、非常に数の多いもので、事前に委員の皆様も一通りはこう目を通していただいているという前提で、今の御説明で何かございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか、何かございますか。

【D委員】

施策2の就学前の教育・保育内容の充実の、番号14番についてお伺いします。

その中でこういった異年齢交流ということで事業内容を拝見しておりますと、中学生の保育体験、職場体験、それと小学校5年生と5歳児の5・5交流ということが書かれているんですけども、これ実施されているのは公立で実施されているということなんでしょうか。といいますのは、今まで中学生の保育体験、職場体験は以前から民間のほうにもおこしいただいているんですけども、小学校の5年生さんと5歳児の交流というのが一部、昨年あたりからされていないというところが幾つかの民間の保育園から聞いております。当園のでも昨年度はしませんというふうに小学校から連絡をいただいているんですけども、やっぱりその理由が、小学校のお子さん、入学の体験があるのでそこで交流ができるのでという理由で聞いておりました。

でも5歳児が歩いて、分団で小学校まで歩いてきますので、歩いて小学校まで行く経験ですとか、そこで自分たちよりも大きな、保育園、こども園ですと5歳児が一番大きいのです。でも小学校行くとやっぱり5年生6年生の大きいお兄ちゃんお姉ちゃんがいあって、困ったらそのお兄ちゃんお姉ちゃんに助けてもらえる環境なんやねんということを知るといことは、大切なことだと思います。

5歳児が安心して小学校に行けるということにもなりますし、学校が例え違ったり、小学校の体系があちこち学校によって大きく違うということもないと思いますので、小学校はこういうところなんや、こういうところだから安心して行けるんやということを経験するいい機会だと思います。何でなくなっていくんだろうなというのがありますし、もしそれがこれからも各学校で特別な事情がない限り継続される意向があるんでしたらぜひ民間のほうにも声かけいただきたい、お誘いいただきたいと思えます。

【委員長】

そのあたりの実情というか、現状はどなたかお答えいただけますか。

お願いします。

【事務局】

就学前の異年齢交流の推進についてございますけれども、こちらのほうに書かしていただいております部分については、まず16園ございます。こちらについては公立の幼稚園、保育所、こども園というような形で16園という形でさせていただいております。

それと内容の今5・5交流のお話をいただきました。実際に5歳児と5年生の交流なんですけど、全ての学校でやらせていただいているというようなことではございませんで、できる限りの交流を、中学校でしたら職場体験事業とってやっていただいている中で、各園の受け入れをお願いしたり、ということをやっているんですけど、どうしても学年で5年生というのが無理なこともあって4年生でやっている学校もあるということで聞いております。

ここでは5・5交流というようなものを固定化というような考え方ではなしに、交流というものを促進していこうということでの例示として5・5交流ということを上げさせていただいているのですけれども、全てされているということではございませんので、そこら辺の御理解をお願いしたいのと、それとできる限りの交流については、それぞれの学区等で御協力をいただきながらということで小学校もそうですし、民間のこども園さん、幼稚園さん含めまして、できる限りのなかなか時間的な合う部分とか、学園のカリキュラムのこともあるんですけども、こういうようにしているというような状況でございますのでお願いしたいと思います。

【委員長】

その5・5交流に限らなければ、そういう小学校、小学生と就学前の子どもたちとのそういう交流事業というのは何らかの形で行われているというような理解でよろしいですか。

【D委員】

行われていないところがあるので、お話させていただいたということです。なくなっただけのところがあるということです。

【事務局】

できてないところもあるというのは聞いております。

【D 委員】

促進していこうと思っていただけるならできるだけそういうふうな形で進めていただけるとありがたいと思っています。

【委員長】

どなたか何かございますか。

【E 委員】

出産したときに十何年前になるんですけども、そのときに市役所のほうから手厚い資料が届いたのを思い出したんですけど、今このように、こんなにたくさんの事業を市のほうに取り組んでおられているということにびっくりしまして、私自身子どもが楽になっていくところといった事業のほうも、例えば市役所の広報から小出しにされているようなああいう内容でしか、恥ずかしい話、知らないんですけどもね、これを一般にこれだけの事業が一括に一気に見られるサイトなり、私みたいな立場の者が調べられるというものは簡単にどこかにいただけるんですか。

【委員長】

それはどんな、何かお答えになられるんですかね。こうした市民に対する情報提供ですね。そういった事柄がどういった形でなされているのかということ。

【事務局】

妊娠届出してもらったときに、市のほうから子育てガイドブックというのをお配りしておりまして、その中に妊娠から子育て期までのサービスのことを載せさせていただいているものがあります。

それとぽかぽかタウンというサイトがあるんですけども、こちらのほうでも子育てに関する情報等を載せさせていただいていますが、全てが載っているかというのは子育ての部分に限りますので、全て制度的なものまで網羅できていない部分はありま

すが、ある程度は載せさせていただいております。

【E 委員】

なぜかといいますと、やっぱり生んでからのときと、また育てていく家庭状況というのは変わっていくので、欲しい情報が変わってきますよね。私は数年ほど子育てサークルをさせてもらっているんですけど、本当に今のお母さんたちってスマートフォンで簡単に検索されるんですね。その中で最近によくぽかぽかタウンを利用して、学区以外、本当に遠いところから私のサークルに来ていただけるんですけども、そういうぽかぽかタウンのサイトを利用して、こういった情報が一気に見られるというか入る入り口になればもっともっと情報を共有したり、あるだけ心強いかなと思うんですけども、最初にあった病児保育の手続きに関しても、こういった利用を若い方が見られるサイトを使用して手続の方法を前もって知らせていくというのも一つかなとは思っています。

こんなにいいサイトをさらに整理されて見やすくなっているのので、今後ももっと活用されたらどうかなと思っています。

【委員長】

本当にそうなんですよね。素晴らしいいろんな事業をやられているんですけども、幾ら忠実な事業をやっても結局必要な人に必要な情報が届かなければ、本当に意味がない。そういった意味では、こういう委員さんの意見もちゃんと受けとめていただいて、PRというか情報発信の工夫、必要な人に必要な情報を届ける仕組みづくりということ、これはもう市全体としてもぜひ考えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

時間が過ぎてしまいましたけれども、一旦ここで（１）のほうは締めさせていただきます。

ちょうど25分ですので、一旦ここで一度5分ほど休憩を取らせていただいて、また4時半から議題2のほうを始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩のほう入りたいと思います。

(5分休憩)

(2) 平成29年度の主要な子ども・子育て支援事業の実施概要について

【委員長】

時間になりましたので、後半あともう少しおつき合いいただきたいと思いますが、2番の平成30年度主要な子ども・子育て支援事業の実施ということで、これは審議ということじゃなくて報告事項ということになりますけども、まずは事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

<資料2-1、2-2について説明>

【委員長】

(2)につきますは、児童育成クラブの募集と小規模保育事業の募集、この概要の御報告ということなんですが、これにかかわって何か御質問等がございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【C委員】

小規模保育事業の件ですけれども、開催するに当たって何か条件というか、安全にとかそういう面で何か条件はかけておられるんですかね。最近テレビでやってるんやけれども、思わぬ人が事件ですね、何も考えない単に殺したかったとか、そういった事件が最近多いので、例えば、町なかでもぽっと歩いていてもぽっと入れるところにあったら対応なんかできるのかと。ある程度こう何か保育園とか聞くと、規模がごついと、門とかその辺はある程度安全になるのですけれども、普通の小規模なら、ほとんどどっかの店舗の空いたところを借りているような感じで、誰でもすっと入ってこれる場所につくってると思うんですよ。そういうところは安全対策上、市として補助を出して対応しているかどうかというのが気になっているのと、それと小さい子ども

が遊ぶのに近くにある程度遊び場があればいいが、なければどこかの地域のところに行くということになると思うので、そういうところも考慮して場所を選んでいるかどうかということをお伺いしたい。

【事務局】

今の施設の基準につきましては、もちろん児童福祉法、それから建築基準法、それから消防法の関係をクリアしなければいけませんので、逃げ口が2カ所ないとだめだとか、そういう法令の基準はもちろんございます。

それから園庭とかの条件につきましては、0、1、2歳のところについては必ず園庭を設けなければいけないという基準はございませんが、近隣に公園とか遊び場所がきちんと確保できるかどうかというのを条件に経営しておりますし、連携施設ということで民間保育園さんと連携をするということの条件もつけているところでございまして、小規模施設だからといって何か基準の緩和ということではございません。

ただ、一方で待機児童の対象というのは我々も喫緊の課題の一つでございます。大きな認可保育所の整備をするというのも一方でしているんですけども、そちらについては2年かかってきますので、施設の運営事業者を公募したり、そこから決定して新築ということになり、とても時間がかかってまいります。

一方でこの小規模保育施設につきましては、テナントということですので、改修にそれほど時間がかからないという一方のメリットもございますので、今の待機児童の子どもさんが何歳に多いのかという中で、やっぱり0、1、2歳のところは小規模保育施設で定員を賄い、一方で大きなところについては民間保育所さんの定員増、またそちらではまだ不足するというところで民間保育所の公募、という形でこういう3つの段階といたしますか、いろいろなものをミックスしながら待機児童解消を図っているということでございます。

【委員長】

公園とかそういった条件は考慮して選定しているということですね。

【C 委員】

結局、基準法とか消防法とか何か当たり前のことは当然やと思うんですけど、安全面というたら何か法的にあるんですか。

さっき言いました、通り魔みたいなあんなんがぱっと入ってきたというときに、何かするときには法律的にこういうことは考えときなさいというような法的な整備はされているんですか。

【事務局】

法的にはそういう基準といいますかね、必ずどうしなければいけないというようなのはないですけども、ただそれほど大きな施設でもないということで入り口については、それほど大きくございませんし、保育士の配置基準につきましても、今A型ということでほかの小規模よりも1人多いという中できちっと人員の確保をしながらさせていただいているところです。

一方で地域型の保育事業、この事業については市のほうが監査にまいるということで、大きい民間の保育所さんですと滋賀県のほうが監査をされますけれども、小規模のところ、また家庭的については、市ということで、必ず年1回以上というところと、あと小規模保育施設については市のほうの、幼児課のほうになるんですけどもそちらのほうに担当の巡回の支援がございまして、そういった巡回の支援員が2週間に1回ほど巡回しながらきちっと支援、あるいは監査、あるいは指導しているという状況でございます。

【C 委員】

聞いとる限りでは別にそういうふうな安全面に対して何か先行的なこう取り組みしましょうという考え方は全然あると思わない。

【委員長】

なかなか難しいのもあるけどね。

【C 委員】

難しいと思いますけど、何か全然そういうことは考えていないというような意味にしか聞こえないですけどね。

【事務局】

今、監査等指導面も御説明したんですが、今小規模のまち中の店舗等を利用された施設ですけれども、実際寄せていただきましたとインターフォンを鳴らして、その上でどちらさまですかというのがあって、市役所からよせていただくと、市の幼児課ですというようなことを伝えてからでないと、パッと入れるような状況ではないというのが現状でして、実際に各小規模だけではなしに他の園もそうなんですけれども、施錠等をいただいているような状況でございまして、実際、今度募集するところについても施錠というのは基本的にそういうようなことが最低限のことになってきますので、法律面でどうかというお話があったんですけど、実際のところは安全面については十分配慮いただきながら運営いただける状況でございまして御理解をお願いしたいと思います。

【C 委員】

私は別に子どもを預けてないけど、別にそこまでは詳しく言いませんけれども、実際世の中の今までの最近の世間の事件の起こり方というのは、大体通常考えられないような人の動き方をやっていた人がいます。単に殺したいだけやとか、何か、普通の人考えること、行動をとらない。そういうときに対してもやっぱりある程度事前にこう何かあったときにこういう体制をとっときましようとか、警察の連絡の仕方とか、そういうところはある程度起こらないというのが一番ええけど、起こったときにはそういうことがやっぱり経験しとって何か、そういう対応ができるような考えというのはやっぱりある程度もってんと、この世の中何が起こるかわからんと。地震でも火事でも起こったら、小さい子どもばかりたくさん預けてて、世話するお方が何人おられるか知りませんが、本当にそれで足りているのでしょうか。地域のどこかのところで応援あるときには応援がないといけないというような体制もつukらないといけないと

いうこともある程度考えていかないといけない。

【委員長】

そういった行政だけの支援じゃなくてその地域の見守りとかね、そういったことも含めてそういう環境づくりというのは必要になるかもしれません。だから法律面、環境面なりその部分を不審者、もう何やっても入ってくる人間は入ってくるんだけどね。

お願いしたいのは、そういう法律面での安全の確保ということだけじゃなくて、それプラスアルファのところもぜひ考えていただいて、なるべくできる限り子どもたちが安全に過ごせる場づくりを市としても意識して進めてくださいということで、ここでお願したいというふうに思います。よろしくお願いします。

【F 委員】

学校現場のほうと今おっしゃったことというのは、このところいろんな自然災害も含め、不審者侵入のときにどうするかというあたりで、危機管理マニュアルを必ず作成するのが学校でもしていますし、防災のマニュアルもそうですし、それを本当に職員がそのとき何人いるか、どういう状況かによって当然マニュアル通りにいかないことはあるんですけども、必ず担当者という者を決めながら訓練を行い、そういったところで万が一のときの対応というのはいつも危機意識を持ちながら、うちの学校でもしていると思うんですが、そういう意味で小規模保育事業の事業所さんにも例えばそういったマニュアルを作成位置づけているということがあれば、一つ意識的に何かのときにということが常にこの事業を進められる経営の方には大事だなということでその辺を思います。

【委員長】

そういったことも含めてまた御検討いただきたいというふうに思います。

このことに関しては、こういうことで進めさせていただく、またそれに当たっては、今日、委員さんから出た意見なんかも御配慮いただきながらということでもよろしくお願いします。

引き続き、最後の3番の議事のところで草津市子ども・子育て支援事業計画の次期計画ですね。これがこれから重要になってくるわけですが、これも報告事項ということになりますけれども、事務局から御説明をお願いします。

(1) 草津市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について

【事務局】

<資料3について説明>

【委員長】

これが我々がこれからやっていく大まかなミッションと申しますかね、流れということで、策定までのスケジュールについてはまたゆっくりと御覧いただいたらいいかと思っておりますけれども、とりあえず、次回までにまず今年やらなくてはならないのは、ニーズ調査ということになります。これがベースになって次の計画策定にこれが反映されていきますのでね。

国がこれとこれとこれをやりなさいという、絶対やらないといけない必修の項目がありますので、我々がこれを聞いてきて、これも聞きたい、あれも聞きたいというそういうことが全部それに反映できるわけではありませんので、項目数が増えれば増えるほど回答率は下がってきますので、ある程度、大体ここくらいまでという範囲の中でできる限り、我々の、市民としての思いとか、聞きたい内容というのも盛り込んでいただきながら最終的にここで審議して、草津市としてもニーズ調査案、これがもう7割ですかね、ニーズ調査のアンケート用紙をつくるのが9割方で、つくってしまったらあとは忠実に分析するだけの話なんでね。そういうことを次回やるということですので、心づもりとかお願いいたします。

今御説明があった資料3のことについて、何かもう少しわかんないとか、このこともう少し教えてということがありましたら。

【G 委員】

子ども・子育ての対象は18歳まで。これ今回も、今でもそうなんですけど幼児と小学校くらいまではいろいろありますけれども、中学校から来たらほとんどもうありませんわね。本来そこをもう少し何か必要じゃないかな。中学生が一番私不安定な時期だと思います。小学校はまだ通常付き合うても、割とまだ言うことをそこそこ人の言うことまだそこそこ聞きよるけど、中学生ぐらいになるとなかなか言うても、わしゃ知らんとかなんかも全然かみ合わないような状態になってしまうんですけども、そういう状態がずっと順調に育っているんじゃないかな。そこそこできてる子どもはいいけど、やっぱり何かこう壁にぶち当たって何かする子どもは、何か支援がないとどこかはまり込んだら、もうそのままずっと高校生や大人になってしまうので、正直何か問題を起こしたりするようになると思うんですね。問題というのは見方によって我々が問題で、彼らにとったら別に問題ないかもしれませんが、それはそれとしても、やっぱりもう少し何か中学生とかあの辺のやつもそういうやつを考えなあかんのかなという気はしよるんですけどね。

今回これをやらなかったら、3年間、この問題がほったらかしになってしまう。そこも何か要るべきではないかなと考えています。

【委員長】

ここの対象についてはこれは確定でまだ柔軟にいけるもんなんですか。

今の意見、僕もなるほどなど、特に今子育て支援というとシームレスな前出したらやはり就学前の若いお母さん方が、赤ん坊を抱えて右も左もというやっぱりそこを何とか手助けしたい、しなきゃというところで、そのあたりに施策が非常に集中して、学校入った後というのは、学校任せみたいなのところがあったんですけども、今の子育て支援というのは非常に子育てのときの子どもの範囲って非常に広がりつつあって、そういえば、下手すれば高校卒業するまでの範囲でというような話もあるぐらいで、そういう意味では確かに今の御時世でいうと、就学前、例えば、全小学生、全中学生、

中学生卒業、義務教育までを対象にということも一理あるなと僕も今、意見を聞きながら思ったりもしているんですけども、その辺の対象というのは、もうこういのでいきなさいとか何かそういうの、そのあたりどうなんですか。

【事務局】

このニーズ調査につきましては、やはり対象の世帯は就学前と小学生ということになりますので、このニーズ調査自体での調査先としては、中学生の保護者の方とかを選定することは難しいことになります。

受け皿として、定員とかをどれだけ整備せなあかんとか、というところの測定ということなんで調査対象として幼児から小学生が中心になっております。ただ御指摘のあったように非常に中学生の育成も大事ですので、それにつきましては、本来の計画の御審議の段階で子どもの健全育成とか、そういったことに御議論いただくことに将来的にはなると思っていますので、そのあたりどういう形で中学生の保護者のお気持ちとか、そういうのもくみ取っていけるかというのは持ち帰らせていただいて検討させていただきたい。小学生の保護者としたら中学生になった段階での不安はありますとかそういう聞き方はできると思うんですけども、あくまで調査対象として中学生の保護者を加えるのは難しいと考えます。

【H 委員】

この資料3のことなんですけど、その中に認定こども園制度の確立という言葉があるんですけど、これは市かどこかで行政の大きな方向転換が決まったんですか。

この制度を確立するということは、大変重要なことで、私の幼稚園も草津幼稚園というところもありますけど、96年間ずっと幼児教育をやってきました、これについてはえらいびっくりしたんですけども、確立しようということがどこかで決まったのですか。

【事務局】

ここに書かせていただいている内容、あくまで国全体として認定こども園、あと保

育所か幼稚園か、いろいろな制度の併存する中で認定こども園という制度もつくっていきましょうということでの御説明ですので、全てを認定こども園という意味で書かせていただいているわけではございませんので。

【H 委員】

ただし、今まで協議していただいた膨大な文章の中でそれを直感したのは、まず第1番目に認定こども園、幼稚園、保育園というふうに歴史的事業からいったら全然違うんですね。

認定こども園は、つい数年前に民主党から自民党に政権交代がありますよって、いわゆる子どもの教育の問題について妥協の産物で認定こども園、その前は民主党は何を考えていたかと言え、幼稚園も含めて全部保育園にしましょうというそういう案が流れていたわけです。そういう流れなんでね、だから皆さん方も御存じかもしれませんが、認定こども園というのはどういうふうになっているかといえ、要するに内閣府に厚労省も文科省も職員を送って、そして予算を送っているわけですが、その足元はなくて厚労省と文科省という高い塔の上に乗っかっているわけです。内閣府はどういうことをやるかと言え、警視庁の問題も警視庁で取り扱えないような難しい問題は全部内閣府、厚労省でも農林水産省でもこれはうちの仕事じゃないんじゃないという問題は内閣府という形でやっているわけです。認定こども園にすべきことは市が決めたのですか。

【事務局】

それについて、先ほども説明させていただいたようにこちらに書かせていただいているのが、認定こども園という制度そのものの確立された法的な整備のことを書かせてもらっていますので、草津市には幼保一体化推進計画がありまして、幼保一体化推進のモデル園として、一定の公立については整備をしていくという方針まで決まっているんですけれども、民間園についてそのような強制するとかそのようなものではございませんので、そういうことを決めたということはありません。

認定こども園への移行につきましては各法人さんの意向を踏まえまして、認定こども園への移行の意思がある民園さんにつきましては、移行を市が支援していきます。それをあくまで強制するというものではありません。

【H 委員】

今の御説明だったらこういう表現は具合が悪いんじゃないでしょうか。

【事務局】

こちらの資料については、制度が整備されていた法的な部分について述べているだけです。ここの「認定こども園制度の確立」、この文章にひっかかっておられると思うんですけど、これはあくまで国の法整備をされたという意味合いで書いています。

【H 委員】

国はそんなこと決めていません。国が、今考えているのは幼児教育の振興法とそして保育料の無償化、当面真正面で頑張っているのはその2点、認定こども園の確立というのは、かつて民主党の時代にそれは聞きましたけれど。

【委員長】

この表現の問題に関しては、我々もこうしようということにはなりませんので、表現についてはこういう意見があったということで御検討ください。

時間も過ぎていきますので、このあたりで本日の議事は締めたいと思いますけれども、ほかの方よろしいですか。

【C 委員】

平成25年にニーズ調査をされているんですよね。今回平成30年にニーズ調査を行う。これ5年スパンでやるのか、それとも前回ではもう5年たつと時代が変わるんで、また新たなニーズを求めていくのか、どういう観点で、40%ぐらいの回収率も含めて上げていくためにどうするんですかという点も含めて、変えていこうとしていることが何かあるんでしたら教えてください。

【事務局】

まず5年スパンというのは、子ども草津の新制度の想定として最初に制度ができたときに、まず5年の計画をつくりましょうということになっていまして、その中間で一度ニーズについては見直すという形で今のところ動いています。

次の計画も法律の中で3、5年という方針をしていくような、全国的にも同じ計画期間でやっておりますので、国のほうの進捗管理とか県単位での進捗管理とか、市単位の進捗管理、全て合うような年度設定になっておりますので、これから先も恐らくは5年スパンで進んでいくというふうに思っております。

また回収率のお話ですけれども、今日もコンサル業者さんにお越しいただいていますが、できる限り回答のやり方というか、回答していただけるように文面を考えながら回答率を上げていくことで制度を高めていきたいなというようには思っております。

【委員長】

それでは、本日の議題についてはこれで終了させていただきたいと思えます。いろいろと御意見ありがとうございました。

進行のほう、事務局へお返しいたします。

5. 閉会

【山本子ども家庭部副部長】

皆さん、本日は、長時間、熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。

今年度は次期子ども・子育て支援事業ニーズ調査を行うことになっております。そのために年2回ほど回数も増えております。

私ども、皆さんと一緒に子育てがしやすい環境、また子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努力してまいりたいと思えますので、いろんな面で御支援、御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。